## インボイス制度の実施延期を求める意見書

複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、インボイス制度(適格請求 書等保存方式)の導入が令和5年10月に予定されている。

これまでは、年間の売上げが1千万円以下の事業者は消費税の納税義務を免除されてきた。

しかし、インボイス制度では免税事業者からの仕入れに対して仕入れ税額控除を適用 することが認められないため、インボイス(適格請求書)を発行できない免税事業者は、 取引過程から排除され課税事業者になることを迫られる。

また、現在、課税事業者であっても、下請等の零細事業者は、消費税分の値下げをせ ざるを得ない状況に追い込まれる。とりわけこれらの免税事業者等にとっては、インボイ スの発行・保存等にかかるコストや複数税率の区分記載等が大きな負担になるといった問 題が指摘されている。

未だに新型コロナウイルス危機の終息や景気回復が見通せない中で、物価の高騰が進み、深刻な景気後退の危機が迫っている。多くの事業者が大変厳しい経営状況に置かれており、とりわけ「免税事業者」が多くを占める本市においては、零細事業者・個人事業者やJA系統以外の農家などへの影響は避けられず、地元経済へ深刻な打撃が強く懸念される。

また、免税事業者であるシルバー人材センターの会員は適格請求書を発行することができないことから、センターにとっては死活問題であり、高齢者会員の生きがいを奪い地域社会の活力低下をもたらすと懸念されている。

このため、日本税理士会連合会や日本商工会議所、全国中小企業団体中央会など様々な団体、個人が制度の中止や実施延期を求め、現状での実施に踏み切ることに懸念の声が上がっている。地域に根差して活動する中小業者の存在は不可欠であり、税制によって生業をつぶすことは許されない。

よって、政府及び国会においては、中小企業・小規模事業者の事業継続と再生、ひいては地域経済の振興のため、インボイス制度の実施延期を強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月16日